

平成 22 年 10 月 14 日

各 位

東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号
株式会社クオンツ
代表取締役 山田 恭太
代表取締役 マツダ ミケーレ

訴訟（控訴）提起のお知らせ

平成 20 年 6 月 18 日、佐々木憲一、北本幸寛、小澤政太郎の元取締役 3 名から当社を被告として提起された取締役報酬請求訴訟の判決が、平成 22 年 9 月 30 日東京地方裁判所から下されました。

本判決に対して控訴を提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起した裁判所および年月日
東京高等裁判所 平成 22 年 10 月 13 日
2. 控訴の相手方
佐々木憲一、北本幸寛、小澤政太郎
3. 控訴の内容
 - (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第 1 審、2 審とも被控訴人の負担とする。
4. 一審における訴訟内容
 - (1) 訴訟の経緯
被控訴人らは、平成 20 年 6 月 18 日（当社への訴状送達日は 7 月 8 日）当社に対して、平成 19 年 12 月 25 日取締役会で決議したと主張する取締役報酬および取締役としての任期満了までの取締役報酬の支払を請求する訴訟を提起しました。
当社取締役会は平成 20 年 2 月 25 日被控訴人らに対し辞任勧告を決議しており、また平成 20 年 9 月 19 日臨時株主総会において被控訴人らの解任議案を上程し、当該臨時株主総会において議決権を行使した株主の 96.6%以上の株主の賛同を頂き可決されました。

本訴訟において、当社は、平成 19 年 12 月 25 日取締役会における取締役報酬改定決議は取締役会議事録に記載すらされておらず存在しないこと、平成 20 年 2 月 25 日取締役会における辞任勧告決議及び取締役報酬改定決議に基づく報酬支払の正当性、並びに同年 9 月 19 日の臨時株主総会における被控訴人らの取締役解任決議に正当な理由があることを主張し、争って参りました。

(2) 一審判決の概要

平成 22 年 9 月 30 日に東京地方裁判所は、平成 19 年 12 月 25 日取締役会における取締役報酬改定決議を認定し、被控訴人らを解任するまでの上記改定後報酬と平成 20 年 2 月 25 日取締役会において被控訴人に対する辞任勧告決議と同時に決議した取締役報酬との差額および支払完了までの年 6%の利息の支払を当社に対し命じました。

他方、当社主張の被控訴人の取締役解任の正当性は認容し、解任後の取締役報酬支払については被控訴人の請求を棄却しました。

5. 今後の見通し

一審判決では、被控訴人の取締役解任の正当性および解任後の被控訴人に対する取締役報酬を支給しないことについて、当社の主張が全面的に認められましたが、平成 19 年 12 月 25 日に決議されたとする取締役報酬改定決議の不存在に関する当社主張は認められませんでした。

控訴審において、改めて当社の正当性を主張して参ります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

<ご参考>

平成 20 年 2 月 26 日	開示内容
平成 20 年 7 月 8 日	開示内容
平成 20 年 9 月 19 日	開示内容

以上